

事 務 連 絡
令和 2 年 3 月 1 3 日

各都道府県民生主管部（局）御中

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室

緊急小口資金等の特例貸付の申込にかかる受付開始日について（周知）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における特例貸付の内容や予算に関する対応等については、「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付の実施について（周知）」（令和 2 年 3 月 1 0 日付け厚生労働省社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室事務連絡）（以下、「3 月 1 0 日事務連絡」という。）により、お知らせしていたところです。

3 月 1 0 日事務連絡では、特例貸付の申込の受付開始日については、調整中である旨を記載しておりましたが、具体的な対応について、下記のとおりとしますので、都道府県社会福祉協議会及び市町村社会福祉協議会等と連携の上、必要な準備を進めていただきますようお願いいたします。

本事務連絡につきましては、管内市町村、社会福祉協議会及び社会福祉法人並びに社会福祉協議会へ事業委託又は補助している部局のほか、生活困窮者自立支援制度の担当部局及び自立相談支援機関（委託事業者も含む。）への周知をお願いします。

なお、記 1 の受付開始日については、全国社会福祉協議会から都道府県社会福祉協議会へ連絡されております。

記

1 特例貸付の申込にかかる受付開始日

貸付については、今般の緊急対応策の主旨に鑑み、支援を必要とする方に対して、迅速に行うことが重要であり、3月25日（水）から借入の申込みを受け付けることができる体制を整えていただきますようお願いします。

なお、3月25日（水）より以前に体制が整った場合には、順次申込みを受け付けていただいて差し支えありません。

2 受付開始日までの対応

3月10日事務連絡の記4のとおり、貸付の相談体制が整うまでに相談があった場合には、相談受付の開始予定日を伝えつつ、相談者の状況を聞き取り、必要な方については、体制が整った段階で借入の申し込みにつなげていくなどの適切な対応をお願いします。

なお、受付が開始するまでの間においても、本則の取扱により、緊急小口資金等の貸付を行うことは可能であるので、対応にご留意下さい。

3 借入申込者が申請に行けない場合の対応

新型コロナウイルス感染症への罹患や罹患者への濃厚接触により、借入申込者が申請に行けない場合、親族等による代理申請を行うことも可能であるので、柔軟な対応をお願いします。

ただし、通常が必要書類のほか、借入申込者の委任状（任意様式で可、ただし双方の住所・氏名・押印必須）及び代理申請者の本人確認書類を提出するなど、必要な確認手続きを行っていただきますようお願いします。

以上

厚生労働省社会・援護局地域福祉課
生活困窮者自立支援室相談支援係
TEL : 03-5253-1111（内線 : 2231）
FAX : 03-3592-1459
MAIL : shikin@mhlw.go.jp